

### 3 指導の重点

#### (1) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

##### ア 各教科

- (ア) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」「カリキュラムマネジメント・ガイド」「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を踏まえ、カリキュラム・マネジメントを工夫し義務教育9年間の連続性と系統性のある学習の更なる充実を図る。
- (イ) 小・中一貫教育校として、学習の達成度や発達障がいの有無にかかわらず、すべての児童が「分かる・できる・かかわり合う」ことを目指す。授業の「焦点化・視覚化・共有化」を図るとともに、教育支援の視点から、ユニバーサルデザインによる手立ても行う。
- (ウ) 「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）を活用した家庭学習への支援を行うとともに、地域未来塾や教員が行うアップタイム（補充学習）等により個別最適化、一人ひとりの学力の定着を確実にしていく。
- (エ) 「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づいた習熟度別指導を推進する。
- (オ) 年間を通して第3～6学年において、一部教科担任制（体育、外国語・外国語活動、社会等）による授業を行い、工夫した指導と児童理解を深めていく。低学年においても発達段階に応じた一部教科担任制を進めていく。
- (カ) 教員一人ひとりの学習指導の課題に着目し、「主体的・協働的な学び」での授業改善を組織的に推進する。児童の知識・技能の確実な習得、それらを活用する思考力・判断力・表現力、学びに向かう力を育成する。
- (キ) 学校図書館や学習用タブレット端末等のICTを活用し、一人ひとりが探究する学びを充実させる。併せて、「三鷹市デジタルシティズンシップ育成指針」に基づき、学習用タブレット端末の価値ある使い方について話し合い考えさせる。
- (ク) 学力調査や体力調査の結果を踏まえ課題を把握することで授業改善プラン等に生かしていく。また体力向上に向けて、中学校教員の乗り入れ授業等により専門的な指導を共有していく。

##### イ 道徳

- (ア) 「特別の教科 道徳」の指導を要とし、全教育活動を通じた道徳教育を推進し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養う。
- (イ) 「特別の教科 道徳」の指導については、教科書を使用し「考え、議論する道徳」の指導・評価の改善・充実に努める。
- (ウ) 道徳授業地区公開講座の取組を工夫し、家庭や地域と共に道徳教育について考える機会を設けるとともに、日常的に学校だより等で家庭や地域に対し道徳教育や児童の様子等について発信していく。
- (エ) 人権課題について様々な視点から発達段階に応じた指導をするとともに、「いじめ防止対策」との関連を明確にした「特別の教科 道徳」の授業を行い、日常の指導にも生かしていく。

##### ウ 外国語活動・外国語

- (ア) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に基づき、児童の発達段階に応じ系統的な指導を行う。第3, 4学年の外国語活動では文部科学省「Let's Try!」を活用し、全トピックを2年間で終了するよう計画する。第5, 6学年の外国語では、パフォーマンス評価を取り入れたパフォーマンスチャレンジを学期に1回以上実施する。
- (イ) 第3～6学年においては、教科担任制を生かし、教科担任が主たる指導者としてALTを効果的に活用した外国語、外国語活動が展開できるよう計画する。
- (ウ) 中学校外国語科（英語科）教諭による小学校乗り入れ授業を第6学年で実施し、中学校に向けて系統的な指導を推進する。

- (エ) 第1、2学年において、年間指導計画に基づき、英語に親しみ、コミュニケーションする楽しさを味わう指導を年間15時間行う。

#### エ 総合的な学習の時間

- (ア) 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自分の生き方を考えていくための資質・能力を育てる。自ら課題を明確にし、計画、実行、評価、再実行、まとめ・振り返り等探究の学習過程が繰り返されるよう計画・実施する。夏季休業中にも自身の課題を追究する時間を設ける。
- (イ) 各教科等の教育内容を相互の関係でとらえ、「三鷹の森学園版カリキュラム」を基に、カリキュラム・マネジメントの視点で全体計画・年間計画を基に単元を構成していく。
- (ウ) キャリア・アントレプレナーシップ教育を充実させ、自己有用感・自己効力感をもてるようにする。
- (エ) 地域人財を活用し、地域の様々な人との関わり、地域の人や生き方から学び、地域のために貢献しようと自ら考えられるようにするとともに、地域を愛する心情を育てる。

#### オ 特別活動

- (ア) 協力してより良い学校生活を築くことができる児童を育成するため、学級活動の内容を計画的に設定し、自主的・実践的な態度を育成する活動を継続して行う。その中で、児童が意見を表明することを大切にし、児童の意見を基に様々な活動を進められるようにする。
- (イ) 児童や学級の実態を把握し、学年・学校全体で共通理解を図りながら、学校生活への適応、よりよい人間関係づくりのための取組・活動が円滑に行うことができるよう適切な指導・援助を行う。特に活動の導入時にねらいを明らかにし、児童が意欲をもって取り組めるよう工夫する。このような全体に関わるガイダンスとともにカウンセリングも充実させる。
- (ウ) 学園内での高学年の小・小交流、中学校生徒会と児童会との交流を積極的に行う。あいさつ運動等学園共通の取組についても情報交換をしながら、学園への帰属意識を高めるとともに、よりよい活動に高めていく。
- (エ) クラブ活動を通して、異年齢での好ましい人間関係形成、自己理解や個性の伸長を図る。集団の一員としてより良いクラブづくりに参画しようとする自主的・実践的な態度を育てる。
- (オ) 委員会活動では、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、それぞれの委員会の立場から活動に取り組む。児童の考えや児童の発想を中心とした取組を実践し、全校児童に広げていく。
- (カ) 問題行動や自殺等の防止に向け、「SOSの出し方に関する教育」の資料、DVD等を活用し、高学年の児童に年間1単位時間以上の授業を行うとともに、学校・家庭・地域が情報交換をする等、連携し、児童の出すSOSのサインを捉えられるようにする。
- (キ) 学期ごと、行事ごとの節目にキャリア・パスポートを活用し、児童が自身の変容や成長を振り返ることができるようにする。このポートフォリオを確実に中学校に引き継ぐ。
- (ク) 異学年縦割り班活動「スマイル班活動」や異学年交流の機会を通して、児童同士の関わり合いの中で思いやりの心を育てるとともに、集団への所属意識や連帯感を養う。

#### (2) 特色ある教育活動

- ア 地域の自然・施設・文化・人財を活用した教育活動を積極的に取り入れる。学校農園、井の頭コミュニティセンター、井の頭自然文化園等と連携した授業づくりを行っていく。オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承しつつ、ともに学ぶ意欲と環境保全や社会奉仕の精神を育成する。

- イ 読書活動の充実を図る。学園としての読書旬間の取組、地域の方による「お話会」、家庭読書等、様々な活動を工夫する。
- ウ 学園サポーターの活用を充実させる。保護者や地域の方に授業に入っていただくことによって、サポートをしていただくとともに、学校の教育活動に対する理解を促すようにする。
- エ 学んだことを自らの言葉で伝える「五小まなびの会」を通して、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力を育成する。

### (3) 生活指導・進路指導

#### ア 生活指導

- (ア) 学園あいさつ運動を重点に9年間を見通した指導を保護者・地域と一体になって進め、地域の子として協働して育てる。挨拶・姿勢・言葉遣い・学習規律を徹底し、問題行動の未然防止・早期発見・早期解決の達成を図る。
- (イ) 「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図るとともに、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期解決・再発防止に努め、保護者・地域と一体となっていじめを解消していく。毎学期の生活アンケートや「人権教育プログラム」の「いじめ発見チェックシート」を活用し実態把握に努め、解決するまで、いじめ防止対策委員会を中心に方策を協議し、保護者や関係機関とも連携しながら対応していく。
- (ウ) 学園として「学校いじめ基本方針」を共有する等、生活指導全般において、小中学校9年間の一貫性・継続性のある指導を進める。学園運営会議等で生活指導主幹教諭を中心に情報共有を適切に行う。
- (エ) 児童の危険回避応力を養い、安心・安全を確保するために、関係機関と連携した「セーフティ教室」「交通安全教室」「自転車教室」「鉄道安全教室」「情報モラル教室」「薬物乱用防止教室」を行う。また「安全教育プログラム」を活用した安全指導を徹底する。
- (オ) 自殺予防のための「SOSの出し方に関する教育」を高学年を中心に全学年で取り組むとともに、自殺予防に対して都・市費スクールカウンセラーとともに、保護者や医療機関と連携しケアからケア（専門的治療）につながることにも意識的に取り組む。
- (カ) 長期欠席・不登校児童に対して、校内委員会が中心となり登校支援シートに基づく対応を確実にを行い、学習保障、居場所づくりに努める。児童の実態に応じ、A-Room、適応指導教室と連携する。
- (キ) 全ての教職員が「児童の権利に関する条約の4つの原則（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見を表明する権利）」を理解した上で、教育活動全般を通じ、児童が自身の意見を発信する機会を設定していく。「五小のきまり」を児童とともに見直し、児童の意見を反映させていく。
- (ク) 防災教育の充実を図るために多様な場面や時間を想定した避難訓練を行う。また2年に一度、保護者・地域と連携したミニ防災訓練を実施し、防災に対する意識を高められるようにする。

#### イ 生き方・進路指導

- (ア) 自身の可能性を追究し、将来への希望をもって生活しようとする態度を育てるために、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動等を通して、自他の良さを認め、めあてをもって生活する意欲を高める指導を計画的に行う。
- (イ) 9年間の一貫性・継続性のあるキャリア教育を目指し、キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実を図る。望ましい人間関係を築く力、夢や目標をもち課題に対応して生きる力、自己理解や自己受容のもと自己の生き方を追究する力、社会に貢献する態度を育成する。

(ウ) 将来の進路や職業について考え、中学校へ希望をもって進学できるよう、高山小学校の児童や第三中学校の生徒との交流を計画的に設定するとともに、地域人財・企業等の協力の下、生き方やキャリアに関わる学習や体験活動の充実を図る。

(4) 教育支援

ア 「三鷹市教育支援プラン2022（第2次改定）」を基に、教育支援コーディネーターを中心に校内委員会の機能を高めるとともに、個別指導計画、個別の教育支援計画を作成して関係機関との連携を深め、適切な指導と場を充実させて能力の伸長を図る。

イ ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰にでも分かりやすい授業を実施、それぞれの児童のニーズに応じた指導と支援・合理的配慮を充実させる。

ウ 教育支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーや市スクールソーシャルワーカー（SSW）や外部機関と連携した校内委員会を機能的・組織的に活用する。児童個々の課題の解決、登校支援、家庭との連携等について協議し、共通理解を図ることで、より個に応じた支援体制を構築する。

エ 東京都の「副籍ガイドブック」に基づき、副籍児童の実態に応じた交流を行っていくとともに「心のバリアフリー」を推進し、多様性を尊重する態度を育成する。

オ 校内通級教室拠点校として、校内通級教室の円滑な運営を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難の改善または克服を目的とし、児童一人ひとりの状況に応じた指導計画の下、在籍学級における集団適応能力を高め、安心して学校生活を送ることができるようにする。

(5) 体力・運動能力向上

ア 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査」の結果を6年間の個別ファイルに蓄積し、そのデータを基に授業改善を図り、児童一人ひとりの課題に応じた体力向上につなげる。

イ オリンピック・パラリンピック教育のレガシー「学校2020レガシー」との関連からも「一校一取組」としての体力向上の取組を推進する。「縄跳び月間」「持久走月間」「休み時間の外遊び励行」等を通し、体を動かすことを習慣付け、体力の向上につなげる。

ウ 体力調査等の結果を踏まえ、教科担任制や中学校の体育科教員の乗り入れ授業による、より専門的な指導を計画的・継続的に行い、児童の体力向上を図る。

エ 五小地域子どもクラブと連携し、遊びを通して楽しみながら運動をする機会を設定し、体力向上を図る。

(6) その他

ア 食育の全体計画に基づき、全学年において各教科・「特別の教科 道徳」・特別活動等と関連させながら、食育の指導を充実させる。給食放送の充実、地産地消や郷土料理の工夫、児童による給食献立作成等を通し、食に対する意識を高めていく。

イ 現代的な諸課題（健康（がん教育を含む）・安全・食に係る教育、主権者教育、消費者教育、プログラミング教育等）に対応して求められる資質・能力を「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」及び東京都・文部科学省の資料等を効果的に活用し、児童の発達段階や井の頭地域の実態を踏まえた授業を展開する。

- ウ 一人ひとりの児童が発達段階に応じて、人権の意義や内容、重要性を理解し、自己肯定感・自尊心・自己効力感を高めると同時に、多様性を認めることも含め、他者の大切さを認めることができるようにする。教員の研修を充実させ、人権教育の全体計画に基づき、全教育活動を通して児童一人ひとりへの指導を徹底させる。
- エ 幼保小の円滑な接続を考慮し、児童の発達や学びの連続性を保障した教育活動を行うために、スタートカリキュラムを基に、1年生の入学当初の指導を丁寧に行う。生活科を中心とした合科的・関連的指導を充実させる。スタートカリキュラムについては、幼保小連絡協議会等で共有する。近隣の幼稚園・保育園の年長児に学校に来てもらい、学校案内をしたり1年生との交流活動を行ったりすることにより、連携を図る。
- オ 「学校3部制」の2部の充実を図る。放課後地域子どもクラブ及び学童保育所との連携を密にするとともに放課後地域子どもクラブと学童保育所の連携を強めるための支援を行う。放課後地域子どもクラブの活動について学校ホームページ等で紹介し、支援する人財の充実の支援も行う。
- カ 「三鷹市学校における働き方改革プラン」に基づき、学校教育の質の維持向上を目指した「学校の働き方改革」の趣旨を踏まえ、学園・学校の教育活動がより円滑に進むように、教職員の働き方改革を推進する。教職員が児童と十分に向き合い、意欲的に余裕をもって教育活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりの意識改革、スクールサポートスタッフ等の人財活用、ICTの活用等、校内環境の整備を図る。